

米原歴史文化街道

米原市の歴史・文化財を歩く 174

令和5年度 八講師城跡発掘調査の成果

八講師城跡の概要と調査の目的

八講師城跡は、滋賀県米原市の東部に位置する梓河内に所在しています。八講師城の明確な築城年代を示す文献史料はありませんが、江戸時代の史料に京極高数や多賀高忠の名が城主として記されていることから、15世紀中頃には京極氏の城として存在していたとみられます。その後、天文年間には、京極高広や京極高吉が在城していたようです。

米原市では、八講師城跡の保存と将来的な活用を目的として国史跡指定を目指しており、令和4年度から4か年計画で総合調査を進めています。1年目の令和4年度は、八講師城跡の航空レーザ測量を実施し、そのデータを基に赤色立体地図を作成しました。そして、2年目に当たる令和5年度は、10月23日から12月25日にかけて、八講師城跡の発掘調査を行いました。八講師城は築城年代などの詳細が不明であることから、築城時期、建物構造の確認を目的に発掘調査を実施しました。

令和5年度の調査成果

令和5年度は、八講師城跡のII郭で発掘調査を行い、3時期の遺構（礎石建物2棟、溝状遺構、石敷き状遺構、方形石組）が見つかりました。



写真1 八講師城跡 作業風景

第I期の遺構として、2間×2間の礎石建物

(SBO1)および石敷き状遺構、溝状遺構を確認しました。SBO1は地山の上を造成し、その造成土上面に大型の石材を埋設して築かれていることが分かりました。礎石には花崗斑岩と硬砂岩が使用されており、角が丸みを帯びていることから、付近の川で採取され、ここに持ち込まれたとみられます。石敷き状遺構はSBO1に伴う区画施設の基礎で、溝状遺構はその施設の雨落ち溝であった可能性が考えられます。

第II期の遺構として、2間×3間程度の礎石建物(SBO2)を確認し、併せて土塁の裾も確認しました。SBO2はSBO1の礎石を埋めて造成し、その造成土上面に礎石を埋設して築かれていました。ただし、SBO2の礎石は、後世の植林による木の根の影響により、ほとんどが原位置を保っていませんでした。なお、SBO2の礎石には、この山で産出されるチャートが使用されていました。

第III期の遺構として、祠の基礎とみられる方形石組を検出しました。周辺の状況から、SBO2や石敷き状遺構などに使用されていた石材が集められて築かれた



写真2 八講師城跡 II郭 完掘状況

とみられます。石組からは遺物が出土せず、築かれた年代は不明ですが、周辺の遺構に使用された石材を再利用している状況から、SBO2が機能しなくなった後に石組が設けられたとみられます。

今回出土した遺物は少量ですが、かわらけ、天目茶碗、碁石などが出土しています。遺物の年代について、かわらけは16世紀中頃から後半にかけてのものとみられ、天目茶碗は小片のため年代は不明です。口縁部にタールが付着した、灯明皿とみられるかわらけも出土していることから、夜間にこの場所の人が生活していたことが分かります。また、碁石や天目茶碗が出土していることから、山上で碁を打ったり、お茶を嗜んだりしていたようです。

調査成果のまとめ

今回、八講師城跡のII郭において発掘調査を実施し、2時期にわたって礎石建物が存在していたことを確認することができました。また、出土遺物として16世紀のかわらけが出土したことにより、八講師城は少なくとも16世紀には存在し機能していたことも分かりました。

また、今回の調査で、①II郭には複数時期にわたって、礎石建物のみが建てられること、②一定期間、軸を変えつつ建物が存続するが遺物はほとんど出土しない、という八講師城の持つ特質の一端が明らかになりました。

令和6年度は、北尾根に設けられた曲輪やIII郭において、II郭以外の建物の様相、年代などを明らかにするため、引き続き発掘調査を実施する予定をしております。(生涯学習課 石田 雄士)

八講師城跡発掘調査の特集

伊吹山テレビで放送した特集番組をYouTubeでご覧いただけます。

令和5年度の調査



消費生活相談コーナー

5月は消費者月間です!

消費者月間テーマ「デジタル時代に求められる消費者力」

消費生活相談員より一言



デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、利便性が増す一方、消費者のリスクも多様化しています。安全・安心かつ豊かな消費生活を送るためにも、デジタルサービスの仕組みやリスクを理解し、情報を鷓呑みにしない「消費者力」を身につけ、トラブルを未然に防ぎましょう。

「おかしいな」と思ったら、一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

市 消費生活相談窓口(本庁舎)
相談専用 ☎53-5110
(受付) 平日 9時30分~16時

米原警察署情報

米原警察署 ☎52-0110

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部改正について

琵琶湖等においては、これまでも禁止されていた酒酔い操船に加えて、令和6年7月1日から、全船舶を対象として酒気を帯びた状態での船舶の操船が禁止されます。

お酒を飲んで船舶を操船することは危険ですので、絶対に止めましょう。

条例改正の詳細については、滋賀県警察公式ホームページで確認してください。



公式ホームページはこちら▲



令和6年市内交通事故数(3月末時点)

件数 12件(-4件) 死者 0人(-1人)
傷者 21人(+2人) ※()内は前年比